



## サービス連合 2009 春季生活闘争方針(案)を提案

サービス連合は、12月11日(木)第11回中央執行委員会を開催し、2009春季生活闘争方針と具体的な要求基準(案)、2009年度執行体制(案)について確認しました。経済環境は石油危機以来といわれる状況にあります。全雇用労働者の生活防衛と将来にわたり魅力ある産業を目指すことを基本認識に据えて臨むこととします。また、産別としての活動を最大限維持しつつ、着実に推進すべく議論を重ねてきた組織・財政課題である執行体制方針(案)についても提起しています。

本日以降、加盟組合においては、2009年1月28日に開催する第8回中央委員会にむけ、十分な議論が行われるよう要請いたします。

### サービス連合「2009 春季生活闘争方針」(案)

#### I. 2009 春季生活闘争の基本認識

2009春季生活闘争を取り巻く環境は極めて厳しいのが実態です。

周知のとおり、2007年の夏、サブプライムローン問題に端を発した米国の金融危機は、世界的な金融不安へと拡大し、株安・債券安そして原油をはじめとした原材料価格の高騰を招き、2008年に入りその流れは一層顕著となりました。

日本の経済状況も例外なく深刻な影響を受けることになりました。特に、9月以降はリーマンショックとして伝わり、主要株価指数は軒並みバブル崩壊以降の最安値をあっさりと割り込みその後も乱高下を繰り返すとともに、為替相場は急激な円高に振れました。これにより、これまで景気を牽引してきた輸出産業への深刻な影響が出始めるなど、企業業績にのみ支えられた歪な景況は一転し減速傾向が明確となっています。

また、個人消費についても家計の改善が図られない状況下、回復の兆しは見えていません。2008年春以降、生活必需品を中心とする物価の上昇は著しいものがあり、9月にはようやく原油価格が落ち着きを取り戻し上昇率は鈍化したものの、日銀によれば年間の消費者物価指数は概ね1.6%程度の上昇が想定されています。さらに、消費者の実感ベースに近いとされる購入頻度の多い生活必需品(基礎的支出)指数は概ね4%前後の上昇となることが見込まれており、2009年度についても高止まりの影響は避けられないと見込まれています。

私たちの生活は、戦後最長と言われ緩やかながらも拡大傾向を示した経済状況にありながらも国際競争力の維持を旗印に雇用の流動化や賃金抑制を強いられた結果、賃金改善が進まず、現下の物価の大幅な上昇局面を迎え家計を維持することさえも困難な状況にあると言えます。

現状を打開し、少しでも家計の改善をはかりたい、これが組合員の切実な声であり、労働組合として誠実に受け止め取り組みに反映していかなければなりません。

2009春季生活闘争はこのように、景気が減速するなかで物価上昇局面を迎えるといった過去の経験則では語れない状態にあります。

一方、2008年10月には観光庁が設立されました。観光庁設立の経緯は、少子高齢化が進み人口も減少に転ずることが見込まれる日本において、私たちの業界が、経済や雇用そして地域の活性化に大きな役割を担う基幹産業への進化

を期待され誕生したものです。海外旅行者数2,000万人・訪日外客数1,000万人、アジア最多の国際会議開催国、そして環境整備を整え国内観光旅行消費額を30兆円に拡大するなど具体的な期限と数値目標を設定し、官民あげて観光立国の実現に取り組む体制が整備されました。

サービス連合としても、2009春季生活闘争を通じて、この産業が社会的に意義があり、そして、魅力ある産業への進化を目指し、元気を出して取り組んで行かなければならないと確信しているところです。

連合は、2009春季生活闘争を内需を中心とする景気の回復と生活防衛のための取り組みと位置づけ、総力をあげて闘争を推進することと同時に、政府に対しても一定の財政金融政策や税制度の見直しなど生活に直結する景気や消費回復のための総合経済対策の効率的な実施を求める取り組みも強化していくことが確認されています。

サービス連合としても、連合構成組織の一員としてこの基本的な考え方にのっとり、全雇用労働者の生活防衛を柱に不退転の決意で臨むこととします。

とかく、日本の社会経済状態が厳しさを増す状況にありサービス・ツーリズム産業全体も非常に厳しい状態であることから、内向きの議論に陥りやすい状況にありますが、労働組合活動の原点である組合員の声、全雇用労働者に視点を合わせた取り組みを基軸に据え、加盟組合と十分なる協議を重ねたうえで要求内容の策定を目指します。

具体的には、組合員のみならず非正規雇用労働者を含めた「雇用の安定的な確保」をはじめ、物価上昇に見合う実質生計維持分の確保については政治主導による国民の生活改善のための諸施策と合わせた「賃金改善による家計の改善」、適正な要員確保による長時間労働の是正などを柱に、要求の実現にむけた取り組みを強力に推進していくこととします。

各加盟組合は今次春季生活闘争の趣旨と労働組合の責務を十分に認識し、企業状況を的確に把握したうえで要求内容を策定するとともに、粘り強い労使交渉を念頭に企業の社会的責任を交渉を通じて会社に強く求めていくこととします。

#### II. サービス連合の要求基準(案)

サービス連合が掲げる具体的な要求基準は、①この産業で働くすべての労働者の生活防衛を目指した賃金・一時金基準、②産業全体の底上げを目指した最低保障賃金の協定化、③年間総実労働時間短縮によるワーク・ライフ・バラ

ンスの実現、④非正規労働者の安定的な雇用の確保を前提とした均等・均衡待遇の実現、⑤裁判員休暇制度・男女平等の推進・60歳以上の雇用の確保などのワークルールの取り組み、⑥連合が掲げる制度要求の実現、の6項目とし、それぞれの要求項目の実現にむけて全力を傾注していくこととします。

### 1. 賃金・一時金要求

観光立国の実現を担う魅力ある産業への進化を目指し、雇用の安定的な確保を前提に「賃金改善による家計の改善」に取り組みます。具体的には、連合方針に基づき生活の基礎となる月例賃金を優先した賃金改善をはかるとともに、一時金についても、年間収入の維持・向上に努めた闘争を推進し、中期的な賃金目標である「35歳年収 550万円」の実現にむけ更なる一歩を踏み出します。

#### (1) 賃金改善要求基準

賃金カーブ（賃金制度）維持分の確保を前提としたうえで、物価上昇分による家計に与える影響や格差是正等を総合的に判断し、実質生計維持分として「1%相当」の賃金改善を要求することとします。また、非正規労働者については、連合の「パート共闘方針」に基づき、全国的な地域最賃の引き上げや、正規労働者との格差是正等を勘案し積極的に取り組むこととします。

#### 正規労働者

○賃金カーブ（賃金制度）維持分の確保+1%相当の賃金改善〔要求指針〕

具体的な要求は、35歳をポイントに置いた月例賃金の改善や初任給の改善など、加盟組合ごとの賃金実態にあわせ、1%相当の実質賃金改善の要求を行うこととします。（初任給の状況及び35歳ポイント賃金資料についてはページ掲載）

#### 非正規労働者

全国的な地域最賃の引き上げ、物価上昇分、正規労働者との格差是正等を勘案し、賃金改善の要求を行うこととします。

○時間給20円以上の賃金改善を行う。

○月例給の労働者については、月例賃金換算で3,300円以上とする。（20円×7.5時間×22日=3,300円）

#### (2) 一時金要求基準

○年間収入の維持・向上を目指し、年間支給月数は4ヵ月とします。

※ただし、業績連動一時金制度導入組合は、固定支給部分への配分拡大を行うとともに業績連動部分とあわせて年間4ヵ月相当とします。

○既に4ヵ月を確保している加盟組合においては、昨年実績以上を要求することとします。

### 2. 最低保障賃金

雇用形態を問わず、すべての従業員を対象とし、産業界すべての労働者が、最低限の生活が出来る賃金水準への底上げを目指し協定化に取り組みます。法定地域別最低保障賃金に概ね100円程度を上乗せした要求基準とします。

なお、具体的な要求形態や妥結基準については業種別委員会ごとに定めることとします。

### 3. 年間総実労働時間短縮にむけて

年間総実労働時間を短縮し、ワーク・ライフ・バランスの実現をはかるとともに、「最低基準」の達成を目指したアクションプランを実行しますが、2009春季生活闘争では次の取り組みを積極的に推進することとします。

〔要求項目〕

- (1) 年間所定労働時間2000時間以内を達成するには、基本的な休日数104日の確保が必須である。基本的な休日数104日未満の加盟組合は、適切な要員配置の下、休日数確保にむけた要求を行うこととします。
- (2) 年間総実労働時間短縮にむけた労使委員会の設置「年間総実労働時間短縮推進委員会（仮称）」申し入れ書（以下）を基本として、労使委員会の設置を求めることとする。既に、労使委員会が設置されている組合は、十分な協議を行い総実労働時間目標を設定し総実労働時間の短縮にむけて取り組みを行うこととします。

#### 2009年度 最低保障賃金要求基準（案）

| 対象都道府県   | 時間額  |
|--|------|
| 東京・神奈川   | 870円 |
| 大阪   | 850円 |
| 愛知   | 830円 |
| 埼玉・千葉・京都   | 820円 |
| 静岡・兵庫  | 810円 |
| 岐阜・三重  | 800円 |
| 滋賀   | 790円 |
| 栃木・茨城・長野・山梨・富山・奈良・広島                             | 780円 |
| 北海道・新潟・群馬・石川・福井・和歌山・岡山・山口・福岡                     | 770円 |
| 宮城・香川  | 750円 |
| 福島   | 740円 |
| 青森・岩手・秋田・山形・徳島・愛媛・高知・鳥取・島根・熊本・大分・佐賀・長崎・宮崎・鹿児島・沖縄 | 730円 |

#### 「年間総実労働時間短縮推進委員会（仮称）」（案）

##### 〔申し入れ書〕

2007年12月に、関係閣僚、経済界・労働界の代表等による「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」により「ワーク・ライフ・バランス憲章」および「行動指針」を策定しました。

「憲章」および「指針」には、経済社会を持続可能なものとしていくためには、その担い手である労働者が心身の健康を保持できることはもとより、職業生活の各段階において、家庭生活、自発的な職業能力開発、地域活動等に必要とされる時間と労働時間を柔軟に組み合わせ、心身共に充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる環境を整備していくことの必要性などが盛り込まれています。これらの趣旨を踏まえ、2008年3月には「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）が改正され、事業主等が、労働時間等の改善について適切に対処するための必要事項について定められています。

私たちが加盟するサービス連合では、従前より「労働時間の短縮」と「不払い残業の撲滅」、「労働時間の適正管理」を運動方針に掲げ取り組みを進めてきました。昨年からは連合の「中期時短方針」を受け、「総実労働時間短縮にむけた取組方針」を策定し、全加盟組合が「年間総実労働時間1800時間」にむけて共通認識を持ち、アクションプラン（行動計画）に沿った取り組みを実践しているところです。

一方、当社の現状は、厳しい要員配置の下、業務量増大に伴い恒常的に時間外労働が発生しており、加えて有給休暇が取得しづらい状況にあると言えます。政労使あげて仕事と生活の両立を目指している社会情勢から、職場環境を検証し諸課題の解決に取り組むことが企業の社会的責任を果たすことだと考えます。

そこで、法律の趣旨に則り、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、総実労働時間短縮にむけて協議する労使委員会の設置を下記のとおり申し入れますので、誠意ある対応を要請します。

#### 記

○年間総実労働時間短縮推進委員会（仮称）の設置  
労使が協力し、労働時間の改善と労働意欲と能力を十分発揮できる環境整備にむけて協議していく労使委員会の設置を求める。

#### 4. 非正規労働者の待遇改善

非正規労働者の安定的な雇用確保を前提とし、均等・均衡待遇の実現にむけた取り組みを次のとおり積極的に推進することとします。

- 正規労働者への登用とその基準の明確化
- 慶弔休暇（正規労働者と付与基準を同様）
- 通勤手当（正規労働者と支給基準を同様）

#### 5. 統一要求項目

##### (1) 裁判員休暇制度の導入

2009年5月21日からスタートする裁判員制度については、従業員が社会的責任を果たすことについて企業として最大限支援させる取り組みを行います。そこで、裁判員（裁判員候補）に選任された者の任務遂行に協力することを趣旨とし、その勤務の取り扱いなどについて、下記のとおり要求することとします。

[要求項目]

- 「裁判員休暇（有給）」の新設  
制度の導入を要求することとする。ただし、「公務員休暇制度」を導入している場合は、対象事由に「裁判員（裁判員候補者）に選任された場合」を追加要求する
- やむを得ず業務を理由に辞退する場合については、会社の責任において「事業に著しい損害が発生する恐れが想定される」ことを証明すること
- 対象者については雇用形態を問わずすべての従業員とする

##### (2) 男女平等社会の実現

- 各加盟組合は、仕事と子育て・家族介護の両立支援にむけた統一要求／統一对応にのっとり要求を行うこととします。
  - ・改正育児・介護休業法への対応を定めた統一要求を見据えて取り組むこと
  - ・次世代育成支援対策推進法への対応を定めた統一对応を見据えて取り組むこと（第4回定期大会確認）
- 改正男女雇用機会均等法に関する統一对応を見据えて取り組むこと（第6回中央委員会確認）

##### (3) 60歳以降の雇用の確保

各加盟組合は改正高齢者雇用安定法の趣旨にのっとり、65歳定年実施を目指し60歳以降も厚生年金の満額支給開始まで就労可能となる制度の導入に取り組めます。（第5回中央委員会確認）

#### 6. 政策・制度に関する要求

連合が掲げる2009春季生活闘争の政策制度要求の実現を目指し、各種集会や諸行動に積極的に参加するなど、社会的視野に立った運動の強化に取り組みます。

[連合：政策制度の要求と実現にむけた取り組み]

世界的な金融危機による実体経済の深刻な影響を防止すべく金融対策、景気対策、格差是正、地域の雇用創出・安定化等に向け、政府予算案の重点配分を求めるとともに、以下の政策・制度課題の実現をはかる。

(1) 景気・消費回復、生活防衛のための総合経済対策の効果的な実施

- ①税制改革（所得再配分機能の強化、所得税減税等）
- ②地域・中小企業活性化対策（貸し渋り・貸し剥がし対策の強化、地域力再生機構法案、信用保証制度の抜本的拡充と適正な制度運営等）
- ③物価対策（揮発油税等の暫定税率の凍結・廃止等）
- ④公正な企業間取引の実現（独占禁止法改正等）

(2) 雇用・労働分野におけるセーフティーネットの整備

- ①障がい者の適切な処遇改善等に向けた障害者雇用促進法改正
- ②非正規労働者の雇用の確保・安定化の推進（雇用保険法の改正等）

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ①両立支援法の実現をめざした育児介護休業法の改正

(4) 信頼と安心の社会保障制度の構築

- ①社会保障制度の機能強化（社会保険の拡大、就労支援給付制度の創設）
- ②年金・医療制度改革、介護報酬の引き上げ

(5) 公務員制度・公務労使関係の抜本改革と労働基本権の確立

#### Ⅲ. ホテル・レジャー業の要求基準（案）

春季生活闘争はサービス連合方針の基本認識、具体的な要求基準に基づき、総合生活改善の観点から春季生活闘争を構築し積極的に団体交渉を展開し、総合労使協議体制の確立にむけ取り組みをしていきます。

##### 1. ホテル・旅館労働者の年間賃金基準

組合員の生活の維持・向上を目指し、ホテル・旅館に働く労働者の年間賃金を次のとおりとします。

- (1) 35歳（勤続17年）標準労働者の年間賃金の到達目標基準を550万円とする。
- (2) 35歳労働者の賃金引き上げは月例賃金を中心に年間一時金を含め、当面の年間賃金基準を400万円以上とする。
- (3) 30歳労働者の賃金引き上げは月例賃金を中心に年間一時金を含め、当面の年間賃金基準を350万円以上とする。

##### 2. 2009春季生活闘争の取り組み課題

(1) 月例賃金

- ①年間賃金引き上げならびに年間賃金基準を確保するため、本部方針に基づき定期昇給を確実に実施させ、さらに1%相当の積極的な年間賃金水準の改善に取り組めます。
- ②定期昇給制度のないところは定昇見合い分として4,800円以上（一人平均）とし、少なくとも昨年実績以上を確保する取り組みをします。

(2) 年間一時金

- ①年間4.0ヵ月以上の要求とします。（業績連動部分を除く）年間4.0ヵ月に到達しているところについては、

当面の年間賃金基準ならびに到達目標基準に近づける取り組みをします。

②年間4.0カ月の確保が困難な場合は、前年年間一時金支給月数プラス0.5ヵ月以上に取り組みます。

(3) 初任給については本部方針の要求基準を参考に他業種水準との比較をし、採用条件整備にむけ積極的な賃金改善に取り組みます。

(4) 非正規労働者の賃金改善は、本部方針の要求基準を参考に、それ以上の改善に積極的に取り組みます。

(5) 企業内最低保障賃金協定については、本部方針の最低保障賃金要求基準とし、最低時間給の協定締結に取り組みます。

### 3. 通年の取り組み課題

以下の課題については、一年を通しての活動の取り組みを進めていますが、特に働く者の意識・行動が集中する、この春季生活闘争にあわせ集中した議論を交わし課題内容などを組合員に十分な理解、認識を深め、また経営側との交渉や折衝にもいかせる最大限の職場での活動を行える取り組みをしていきます。

(1) 労働時間の短縮、36協定の締結および遵守、時間外労働の削減と不払い労働の撲滅

(2) 契約社員（新卒、中途）および有期労働者の継続的な雇用の安定や社員登用制度など、労働条件の整備を行い、労働協約の締結と就業規則の定期的なチェックをはかる

(3) 労使協議を通じて経営情報の開示や経営状況のチェックができる総合労使協議体制づくり

(4) 人事・賃金制度の整備

※詳細については第6回中央委員会議案書（2006年）を参考に

## IV. 観光・航空貨物業の要求基準（案）

### 1. 賃金改善要求

(1) 2009春季生活闘争における賃金改善要求の考え方  
各加盟組合は、サービス連合の賃金目標「35歳年収 550万円」の実現にむけ、具体的な取り組みを検討することとします。また、各々の賃金水準の実態を把握するとともに、提示された業種別の賃金水準実態を参考指標とし、主体的な要求づくりを行うこととします。

さらに非正規労働者の賃金改善についても積極的に取り組むこととします。

(2) 各加盟組合の要求づくりの考え方

①各加盟組合の要求額については、定昇相当分（年齢間差見合い分）を確保したうえで、1%相当の賃金改善原資要求を行い、産業内格差および社会的水準との格差是正をめざします。

②下記に示した「観光・航空貨物業の2008年度賃金水準の実態」および「最低到達目標額」の指標を参考として、各加盟組合は主体的に要求水準を設定していくこととします。

#### 1) 観光・航空貨物業の2008年度賃金水準の実態

|           | 【 22歳 】                    | 【 35歳 】                   |
|-----------|----------------------------|---------------------------|
| 加重平均      | 200,709円                   | 346,923円                  |
| モデル賃金     | 199,555円                   | 349,668円                  |
| 年取試算(※-1) | 303万円程度<br>(報告があった33組合平均)  | 546万円程度<br>(報告があった33組合平均) |
| 中労委モデル    | 207,700円<br>(一時金は高卒支給額で試算) | 400,000円                  |
| 年取試算(中労委) | 337万円程度<br>(一時金は高卒支給額で試算)  | 676万円程度                   |

※-1 年取については当年度加重平均の12ヵ月分に賃金実態調査による2008年度夏期一時金年齢別平均支給額・2007年度冬期一時金平均支給額を加算して試算  
※-2 中労委モデルは2007年度実績を記載。

### 2) 最低到達目標額

22歳：172,000円程度 35歳：300,000円程度

③非正規雇用労働者については、時間給20円以上（月例給3,300円以上）の賃金改善を要求することとします。

### 2. 一時金要求

(1) 一時金要求基準は以下のとおりとします。

年間収入の維持・向上を目指し、要求基準を4.0ヵ月（夏2.0ヵ月、冬2.0ヵ月）とします。

到達目標水準については、引き続き5.5ヵ月以上（夏2.5ヵ月、冬3.0ヵ月以上）とします。

(2) 業績連動一時金などの制度導入や新たな配分方法への対応などについては、事前に十分な情報交換を行うこととします。

### 3. 最低保障賃金要求

旅行業・航空貨物業における賃金水準の底支えをはかるため、以下のポイント年齢別最低保障賃金ならびに産業別最低保障賃金について各加盟組合は協定化に取り組むこととします。

①ポイント年齢別最低保障賃金

基幹従業員の最低保障賃金として、産業全体の賃金水準を底支えするために引き続き取り組むこととし、従来どおり各ポイント年齢別に基本賃金部分に対応する最低保障賃金として設定します。

最低保障賃金の具体的要求案については次のとおりとし、40歳以上の者について要求設定が必要な加盟組合は、35歳ポイントの最低額を下回らないことを基準に加盟組合の判断で要求することとします。

《ポイント年齢別最低保障賃金要求(案)》

|     |          |                 |
|-----|----------|-----------------|
| 18歳 | 132,000円 | 参考：対基本給加重79.14% |
| 20歳 | 134,000円 | 77.12%          |
| 22歳 | 136,000円 | 70.89%          |
| 26歳 | 150,500円 | 66.76%          |
| 30歳 | 174,000円 | 65.73%          |
| 35歳 | 210,000円 | 70.42%          |

注) 産業別最低保障賃金を下回らないものとする。

②産業別最低保障賃金

旅行業・航空貨物業に働くすべての人を対象に、性別・身分・年齢・職種・雇用形態のいかんを問わず、産業横断的に最低保障賃金を規制する法定産別最賃の可能性を引き続き追求していきます。ただし、当面はその実態からはアルバイト・臨雇の最低保障賃金として位置づけ、各加盟組合が対企業交渉による企業内最賃として協定化を進めます。

最低保障賃金の具体的要求案については、サービス連合方針の要求基準(案)に基づき設定することとします。

### 4. 産業政策課題・政策制度関連諸制度要求

旅行業・航空貨物業に関する政策関連諸課題のうち、必要な課題は2009春季生活闘争期間を通じて業界団体や行政に申し入れを行い、課題の解決や制度の実現を求めます。

《産業別最低保障賃金要求（案）》

| 対象都道府県   | 時間額<br>月額        |
|--|------------------|
| 東京・神奈川   | 870円<br>143,600円 |
| 大阪   | 850円<br>140,300円 |
| 愛知   | 830円<br>137,000円 |
| 埼玉・千葉・京都   | 820円<br>135,300円 |
| 静岡・兵庫  | 810円<br>133,700円 |
| 岐阜・三重  | 800円<br>132,000円 |
| 滋賀   | 790円<br>130,400円 |
| 栃木・茨城・長野・山梨・富山・奈良・広島                             | 780円<br>128,000円 |
| 北海道・新潟・群馬・石川・福井・和歌山・岡山・山口・福岡                     | 770円<br>127,100円 |
| 宮城・香川  | 750円<br>126,000円 |
| 福島   | 740円<br>126,000円 |
| 青森・岩手・秋田・山形・徳島・愛媛・高知・鳥取・島根・熊本・大分・佐賀・長崎・宮崎・鹿児島・沖縄 | 730円<br>124,500円 |

注) 日額契約の場合は1時間あたりの換算額に対して上記時間額を適用させる。

V. 「2009 春季生活闘争」 取り組み体制(案)

1. 交渉スケジュールの設定

交渉の具体的なスケジュールは次のとおりとします。

(1) 要求書の提出と妥結

①要求書はサービス連合会長との連名で提出することとします。ただし、チェーン（連合会）については別途定めます。各加盟組合は、提出する要求書の控を、本部および地連に各1部を送付することとします。

②要求書は原則として2月末日までに提出することとします。ただし、要求書を2月末日までに提出が困難な場合は、闘争委員会と調整をはかり、遅くとも3月上旬までには提出することとします。

③早期決着を目指すため集中交渉期間を設定します。具体的な期間は中央闘争委員会で協議を行い決定します。

④各加盟組合は3月末日までの決着を目指すこととします。

(2) 諸行動への参加

①連合が主催する「2009 春季生活闘争開始宣言集会」、「2009 春季生活闘争中央総決起集会」には、構成組織の一員として参加します。

②各地連は、地方連合が主催する2009 春季生活闘争関連の大衆行動へ、構成組織の一員としての参加を目指します。

2. サービス連合の「取り組み体制」

サービス連合の2009 春季生活闘争の取り組み体制は、第8回中央委員会で確認する「2009 春季生活闘争方針」に基づくほか、以下のとおりとします。

(1) 闘争委員会の設置

- ・中央執行委員会に中央闘争委員会を設置します。
- ・地連執行委員会に地連闘争委員会を設置します。
- ・チェーン（連合会）の判断により闘争委員会を設置する場合は、中央・地連の各闘争委員会はその活動を支援します。

(2) 各加盟組合への支援活動

各加盟組合への具体的な支援活動は各地連闘争委員会が行います。ただし、主要加盟組合に対する支援は中央闘争委員会が直接行います。

(3) 情報管理

加盟組合の交渉状況の把握（窓口機能）は各業種別委員会が中心に行います。また、「回答・妥結情報」の集計と「関連データ」の集約は政策局が行います。

①情報発信

「2009 春季生活闘争FAX情報」を各地連および各加盟組合に送信します。

地連から各加盟組合への情報宣伝活動は、地連の方針とルールに基づいて取り組むこととします。

②回答・妥結・交渉スケジュールなどに関する情報連絡  
各加盟組合は各地連へ連絡することとします。ただし、主要組合は直接各業種別委員会へ連絡することとします。各地連は、各加盟組合からの情報を集約して本部政策局宛に適宜連絡することとします。

③各加盟組合は「2009 春季生活闘争関連数値調査票」に必要事項を記入し期限までに本部政策局宛に提出することとします。

(4) その他

前記のほか細部にわたる取り組み体制については、その都度本部（中央闘争委員会）・各地連（地連闘争委員会）との間で協議していくこととします。

「改正労働基準法」への対応

サービス連合では、年間総実労働時間1800時間の実現にむけて具体的な目標を織り込んだアクションプランを策定し、労働時間の短縮に取り組んできました。なかでも、時間外労働の割増率改訂については、重要課題に掲げ、法改正を見据えながら産別として統一した取り組みをおこなうこととしていました。

従って、第170回臨時国会で成立した「改正労働基準法」を受け、時間外労働の割増率改訂を中心とする統一要求を策定し、2009 春季生活闘争にて取り組むことが本来ですが、現段階では改正法のみを発表にとどまっており、詳細については、今後、労働政策審議会にて検討し省令として公布することになっているのも実態です。

確かに、長時間労働を是正するためには割増率の改訂は一定の効果が見込まれますが、2009 春闘で60時間を超えた割増率改訂のみの要求を行うことは、法改正の趣旨が正当に反映されない結果も想定されます。現下の労働実態を正しく把握したうえで、労働時間の削減にむけた長時間労働の是正と同時に、労働条件の維持向上などを総合的に議論を行ったうえで統一要求を策定していく必要があります。

そこで、改正労働基準法への対応については、2009年の早い段階で設置される労働政策審議会の議論と併行し、本部政策局の労働条件ワーキンググループにて統一基準の設定に向けた議論を行っていくことを前提に、2009 春闘では、統一した対応はおこなわないこととします。なお、統一基準の議論については、労働政策審議会議論の進捗状況にもよりますが、可能な限り、第9回定期大会にて提案することを目指します。

「参考」

サービス連合で実施した2007年度年間総実労働時間の実態

調査では、1ヵ月45時間以上の時間外労働に従事したことのある組合員は5,843名(18.41%)、100時間または2ヵ月で160時間以上の時間外労働に従事したことのある組合員

は262名(0.83%)、年間休日数が104日に達していない組合は34%という結果であり、労働時間の短縮が進んでいないことが判明しました。(詳細はホームページに掲載)

## サービス連合「2009 執行体制」(案)

### I. 執行体制

サービス・ツーリズム産業を代表する産別組織としての運動方針策定と活動を着実に推進する執行体制の確立を旨とします。その為には専従体制の充実は不可欠ですが、一方で財政基盤に見合ったものでなければなりません。

サービス連合結成以来の活動を停滞させることなく、さらに発展させていくためには組織人員の拡大と執行体制は不可欠であると認識する必要があります。

従って、執行体制の基本を10名の専従者が安定的に配置することに据え、組織拡大を強く意識した活動と並列で執行体制を確立していくこととします。

#### 1. 本部役員

本部役員(中央執行委員)については特別中央執行委員及び会計監査を除き、概ね25名程度とします。

#### 2. 専従者の選出

専従者数については地連役員も含め、登録人員4000名につき1名を基準とします。

#### 3. 専従者の配置

(1) 専従者数が10名以上の場合は3名を地連専従役員として配置することを基本とします。地連専従役員の内訳は、東日本地連、中部地連、西日本地連の各事務局長とします。

(2) 専従者が9名以下の場合は地連専従者配置を凍結し全員を本部に配置することを基本とします。

但し、一部の専従者については地域駐在を可能とします。

#### 4. 専従者数の確定

改選期に合わせ、中央委員会に次年度専従者数を提起し、役員選挙を実施する定期大会にて確定することとします。また、専従者数提起の基礎となる登録人員については、確定された前年度の登録人員に中央委員会までの組織拡大実績を加味し、次年度の登録人員目標として設定します。

#### 5. 非専従本部役員の選出

活動の着実な推進を目的に非専従の本部役員を選出します。なお、非専従本部役員についても任務と役割を明確にした選出に努めます。

#### 6. 女性本部役員と業種を代表する本部役員の選出

男女平等社会の実現と両立支援や労働組合活動への積極的な進出を目指し、女性本部役員の複数名選出を目指します。また、旅館業や航空貨物業、そして派遣添乗員ネットワークを代表する本部役員についても積極的に選出を目指します。

#### 7. 本部役員と地連役員の兼務

各地連の代表者1名を中央執行委員として選出します。但し、本部役員の内、会長・副会長・事務局長・副事務局長については、地連役員との兼務を行わないこととします。

#### 8. 特別中央執行委員の選出

連合をはじめとする外部組織及び労働情報センターやフォーラムジャパンに派遣する専従者については特別中

央執行委員とします。なお、特別中央執行委員については上記専従者の選出基準とは別途確認することとします。

### II. 業種別委員会

部会の発展的解消を受け、2007年度より設置した業種別委員会については、加盟組合との連携強化をはかるとともに、サービス連合活動の徹底と加盟組合の意見を方針に反映する重要な委員会として機能しています。

従って、業種別委員会については引き続き設置することとし、さらなる機能強化と充実を目指していくこととします。

#### 1. 業種別委員会

ホテル・レジャー委員会及び観光・航空貨物委員会を設置することとします。

#### 2. 業種別委員会の役割

(1) 産別活動の徹底と加盟組合間の情報交換の場としての役割に加え、委員会での議論についても中央執行委員会の議論に運動性を持たせサービス連合の方針策定に加盟組合の意見反映を行っていくことを主要な役割とします。

(2) 業種に限定した専門的な産業課題について議論・検討すること、及び行政や業界団体そして共闘組織との対応窓口とします。

#### 3. 業種別委員会の構成

加盟組合はいずれかの委員会に所属することとします。また、業種別委員会の構成については、業種別委員長の推薦を受け中央執行委員会にて確認することとします。

### III. 2009年～2010年度の専従体制

#### 1. 登録人員目標

2009年度登録人員目標を40,500人とします。

#### 2. 専従者数と配置

あらたな組織・財政方針に基づき専従者10名体制とします。

専従者の配置については、本部役員の専従者を7名、地連役員の専従者を3名とします。

《中央委員会開催案内》

サービス連合 第8回中央委員会

日時：2009年1月28日(水) 10:00 開会

(受付開始9:30)

会場：両国国際ファッションセンタービル(KFC) 10F会議室

中央委員の登録は2009年1月14日(水)までです。情勢や年間総実労働時間短縮にむけた統一对応(案)とあわせて、ホームページにも掲載予定ですので、こちらもご覧下さい  
議案書は当日会場にて配布いたします。